

国民年金のお知らせ

◎国民年金保険料の納付は期限内に

4月分～令和8年3月分の保険料は、月額1万7510円です。

保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアなどで納付できます。また、クレジットカードや口座振替でも納付できます。まとめて前払い(前納)すると、保険料が割り引きになります。

保険料の納め忘れがあると、将来受け取る年金額が減額されますので注意しましょう。

☆詳しくは、立川年金事務所☎042-523-0352へ。

◎退職したときは国民年金の手続きを

厚生年金に加入している会社員や公務員などが20～59歳で退職したときは、第2号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職した方に扶養されていた配

偶者も、第3号被保険者から第1号被保険者への変更手続きが必要です。

退職日の分かる証明書(雇用保険被保険者離職票など)、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカードを持って、市役所年金係または東部出張所で手続きしてください。

◎学生納付特例制度の申請を

学生も20歳になったら国民年金の加入者となり、保険料を納めなければなりません。しかし、収入が少なく保険料の納付が困難な場合は、納付が猶予される学生納付特例制度があります(要件あり)。

【希望する方は申請を】

学生証または在学証明書と、基礎年金番号の分かるもの(年金手帳、基礎年金番号通知書)またはマイナンバーカードを持って、市役所年金係または東部出張所で申請

してください。

【引き続き希望する方は】

令和6年度分の納付特例を受けている方が、引き続き7年度分の納付特例を希望する場合も、申請が必要です。日本年金機構から申請のためのはがきが送付された方は、記入し投函すれば申請が完了します。

【遡って申請できます】

申請時点の2年1か月前の月分まで申請できます。ただし、申請が遅れると障害基礎年金などを受け取れない場合がありますので、早めに申請してください。

◎納付が困難な方は相談を

5歳未満の方(学生を除く)で納付が困難な場合、保険料の納付が猶予される制度があります。本人及び配偶者の所得に要件がありますので相談してください。

☆詳しくは、市役所年金係へ。

市民活動支援事業補助金の交付事業を決定

市民団体による魅力あるまちづくりや地域の課題などの取り組みを支援するため、公益的な事業の経費の一部を補助しています。

令和7年度の補助金交付事業は右の表のとおりです。各事業の実施については「広報あきしま」などでお知らせします。
☆詳しくは、市民活動推進係へ。

団体名	事業内容
昭島地域の猫の会	地域猫・保護猫活動
OKプロジェクト実行委員会	食の問題の支援と地域住民の交流のため、おむすびを作り配布
文化シニアクラブ	高齢者のためのスマホとパソコン教室・相談室

市民活動支援事業補助金交付事業

高齢者のためのスマホとパソコン教室・相談室の参加者を募集

◇期日 每月第1・第3木曜日

◇内容・時間

*スマートフォン(メール・LINEの使い方)=午後1時10分～2時10分

*パソコン(ワード・エクセルの使い

方)=午後2時20分～3時20分

◇場所 アキシマエンシス校舎棟

◇対象 60歳以上の方

◇定員 各10人

◇参加費 1回100円

◇持ち物 スマートフォンまたはノートパソコン(参加する教室により異なる)

☆申し込みは、文化シニアクラブ(田副)☎090-4019-0659へ。

昭島市民くじら祭 パレードの参加団体を募集

パレードで、歌・演奏・踊り・パフォーマンスなどを披露する団体を募集します(多数選考)。

◇日時 8月24日(日)の午後4時か

ら(予定)

◇コース 昭島駅南口～昭和公園(予定)

☆申し込みは、5月30日までに昭島

市民くじら祭ホームページ、または、同祭実行委員会事務局(商工会内)☎543-8186へ。